障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第86号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第4条-第45条)

第3章 補則(第46条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する 基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
 - (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
 - (3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

- 第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する 等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

- 第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第 201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての障害 者支援施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物 とすることを要しない。

(施設長の要件)

第5条 障害者支援施設の長(以下「施設長」という。)は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令 第177号。以下「省令」という。)に規定する要件に該当する者でなければならない。

(運営規程)

第6条 障害者支援施設は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

- 第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関 への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第8条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間 保存しなければならない。

(規模)

- 第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させる ことができる規模を有するものでなければならない。
 - (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練) (障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。)第6条の6第1号に規 定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下

同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人以上)

- (2) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上)でなければならない。
 - (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上
 - (2) 就労継続支援B型 10人以上
 - (3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上) (設備の基準)
- 第10条 障害者支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的 な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
 - (1) 訓練・作業室
 - (2) 居室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) 相談室
 - (8) 多目的室その他運営上必要な設備
- 2 前項第2号の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

- (7) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 3 認定障害者支援施設(あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設をいう。)が就労移行支援を行う場合は、第1項各号に掲げる設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。
- 4 第1項第7号の相談室及び同項第8号の多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、障害者支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(障害者支援施設に置くべき職員及びその員数)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数等)

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設に置くべき職員の員数等は、省令に規定するところによる。

(従たる事業所を設置する場合の特例)

- 第13条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置 することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合における従業者(サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)の勤務の体制については、省令に規定するところによる。

(サービス提供困難時の対応)

- 第14条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(障害者支援施設が通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、他の適当な障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療 所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携)

- 第16条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設 を運営する者、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第17条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上 させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 障害者支援施設は、前項の規定に基づき金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

- 第18条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うとともに 、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設障害福祉サービス計画の作成等)
- 第19条 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の 状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営む ことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対し て十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該施設障害福祉サービス計画の原案に当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携に関する事項を含めるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、規則で定めるところにより当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定める ところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の職務)

- 第20条 サービス管理責任者は、前条に規定する職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

(相談等)

- 第21条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所(法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。)等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第22条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を 行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行 わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、利用者に対し、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。 (訓練)
- 第23条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。 (生産活動)
- 第24条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮 して行うよう努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が当該生産活動 に従事する者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性 等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うため に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第25条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に対し、省令に規定する額の工賃を支払わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう 努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し 支払われた1月当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

- 第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入れ先を 確保しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入れ先の 確保に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の 意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

- 第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機 関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

- 第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を 知事に報告しなければならない。

(食事の提供)

- 第30条 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。
- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の 同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量 及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健 所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第31条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、 当該利用者の同意を得て当該利用者に代わって当該手続等を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (健康管理)
- 第32条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者に対し、規則で定めるところにより健康診断を行わなければならない。 (緊急時等の対応)
- 第33条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第34条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを次に掲げるところにより管理しなければならない。
 - (1) 当該利用者に係る当該金銭又はこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をそ

の他の財産と区分すること。

- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭(当該障害者支援施設が当該利用者のために使用した金銭を除く。)を当該利用者に取得させること。

(施設長の職務)

- 第36条 施設長は、障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 施設長は、障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第37条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 障害者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第39条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等 に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

- 第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その

他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

- 第42条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

- 第43条 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第45条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。 第3章 補則

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日以前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施

設」という。)、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)若しくは旧身体障害者福祉法第31条に 規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整 備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者 更生援護施設最低基準」という。)第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)、法附則第58条第1項 の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「 旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平 成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。) 第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者 更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者 入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤 寮」という。)又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という 。)若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成 - 12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者 |授産施設||という。) において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物 (これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているもの を含み、同日後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、第10条第1項第8号の多目的室を設けな いことができる。

- 3 平成18年10月1日以前から存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合における これらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 4 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第3号中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の 建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第3号中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第3号中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

- 7 平成18年10月1日以前から存する身体障害者療護施設であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害 福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第3号中「9.9平方メートル」とある のは、「6.6平方メートル」とする。
- 8 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者 生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第7 号のブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。